

# 肥後細川領の擬制的知行制

松 本 寿三郎

は し が き

肥後細川領における地方知行制は、正徳三年の知行所直所務の廃止によって大きな転換を余儀なくされた。藩政史料の伝えるところでは、以後知行所は蔵納化され藩士には手取米支給という形での給与が続く。ところが地方文書の中には幕末まで地方知行の史料が散見され、さらに詳細に検討してみると、藩政史料からも知行所直所務が廃止されたあとでもしばしば知行所に関する政策を見出すのである。知行政策のような領国支配・家臣統制の中心的政策において、こうした矛盾した政策が取られることはあり得ないことである。

肥後細川領の研究の中で、地方知行の問題は重要なテーマであり、多くの先学<sup>（註）</sup>によって解明の手がさしのべられたけれど、その研究領域はほとと成立期に限られ、知行所直所務の廃止にふれることはあっても、こうした矛盾について問題にされることはまずなかったと云ってよいであろう。知行制の問題が幕藩制社会を解明する上で欠くことのできない問題であるならば、しかも、それが幕藩制社会に規定されるならば、成立期の研究で完了したとは云えない。やはり、一藩の知行制を近世全期に捉え、その中で時期々々の実態と変遷を明らかにする必要があるであろう。

本稿はまず肥後細川領における知行制を、近世全期に亘って追跡することを第一義とし、藩の知行政策と家臣の対応に目を向けることによって、藩と家臣、家臣と知行所との関係を検討しようとするものである。

肥後細川領の擬制的知行制（松本）

肥後細川領の、藩制的・知行制（松本）

一、家臣団構成

すでに先学によって明らかにされたごとく、肥後細川領における家臣の形態は知行取（給人）・切米扶持米取に大別され、知行取はさらに地方知行取・藏米知行取・擬作取の三様がある。また家格として一門・旧知・新知・寸志と中小姓階があつて、この兩者によって家臣各個はその地位を保たれていた。本藩家臣の知行高を待帳によって示せば第1表のようになる。

第1表 肥後細川領における家臣団構成

|           | 元和9<br>(1623) | 慶安元<br>(1648) | 寛文4<br>(1664) | 元禄14<br>(1701) | 宝永5<br>(1708) | 享保8<br>(1723) | 宝暦5<br>(1755) | 文化13<br>(1816) | 天保4<br>(1833) | 文久2<br>(1862) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|---------------|---------------|
| 30,000石以上 | 1             | 2             | 2             | 3              | 1             | 14            | 7             | 14             | 1             | 1             |
| 10,000 〃  | 3             | 3             | 4             | 4              | 4             | 14            | 14            | 14             | 4             | 4             |
| 5,000 〃   | 4             | 7             | 3             | 6              | 5             | 5             | 5             | 5              | 5             | 4             |
| 4,000 〃   |               |               |               |                |               |               |               |                |               |               |
| 3,000 〃   | 5             | 8             | 8             | 9              | 4             | 14            | 14            | 5              | 2             | 2             |
| 2,000 〃   | 6             | 11            | 5             | 9              | 9             | 11            | 13            | 5              | 6             | 5             |
| 1,000 〃   | 19            | 57            | 55            | 56             | 11            | 10            | 10            | 10             | 10            | 13            |
| 900 〃     | 1             | 1             |               |                | 55            | 51            | 48            | 44             | 43            | 42            |
| 800 〃     | 5             | 10            | 6             | 6              | 8             | 9             | 7             | 5              | 3             | 4             |
| 700 〃     | 6             | 8             | 8             | 9              | 12            | 11            | 11            | 7              | 10            | 7             |
|           |               |               |               |                |               |               |               | 10             | 14            | 10            |

|        |      |      |     |     |      |      |      |     |      |         |
|--------|------|------|-----|-----|------|------|------|-----|------|---------|
| 600    | 7    | 14   | 10  | 14  | 11   | 10   | 9    | 10  | 8    | 8       |
| 500    | 34   | 56   | 50  | 58  | 50   | 57   | 57   | 40  | 36   | 35      |
| 400    | 13   | 25   | 20  | 27  | 30   | 27   | 26   | 31  | 31   | 26      |
| 300    | 93   | 161  | 134 | 155 | 173  | 140  | 136  | 103 | 118  | 108     |
| 200    | 191  | 272  | 241 | 306 | 299  | 304  | 302  | 231 | 254  | 233     |
| 100    | 244  | 242  | 206 | 259 | 311  | 378  | 392  | 413 | 465  | 410     |
| 100石以下 | 18   | 21   | 21  | 18  | 18   | 21   | 37   | 19  | 39   | 15      |
| 蔵米     |      |      |     |     | 106  |      | 6    | 35  | 23   | (原表) 18 |
| 蔵米     |      |      |     |     | 34   | 25   | 10   | 4   | 15   | 184     |
| 蔵米     |      |      |     |     | はか不明 |      | 10   | 4   | 15   | 15      |
| 蔵米     |      |      |     |     |      |      | 10   | 4   | 37   | 15      |
| 蔵米     |      |      |     |     |      |      | (11) | 165 | 214  | 184     |
| 蔵米     |      |      |     |     |      |      | (2)  | 165 | 15   | 15      |
| 蔵米     | 650  | 898  | 777 | 939 | 992  | 1068 | 1064 | 942 | 1049 | 891     |
| 蔵米     | 3674 | 3617 |     |     |      |      | 25   |     | 6    | 不明 4    |
| 蔵米     |      |      |     |     |      |      |      |     |      | 不明 7    |

史料として用いた「侍帳」はいろいろな名称で呼ばれているが本稿ではすべて「侍帳」で統一することにする。

第一表によって本藩の家臣団構成を、知行取を中心として概観するならば、まず第一に全体として知行取数は徐々に増加している。元和九年の侍数は肥後入国前のことで、小倉三十万石であったから少ないのは別として、寛文四年の数値が極端に低いのは史料に検討の余地があると思われるが、今後の問題として考えるならば、肥後に入国してからはほぼ九〇〇から一〇〇〇程度であったとしてよからう。

肥後細川領の、擬制的、知行制（松本）

## 肥後細川領の擬制的・知行制（松本）

第二の家臣の分布についてみると一〇〇〇石以上の知行取は一〇%強でありながら、知行高では全給知高の五七%を知行している。反面三〇〇石以下の下級知行取が $\frac{1}{2}$ を占めており、しかもその数は徐々に増加の傾向にある。

第三に五千石以上の上級知行取については内部では分知・別途取立てがなされ、家集団（一族）としては知行高が増加したことになるが、上級知行取の家としてはほとん家が固定化し、知行高にも変動がみられない。

第四に家臣団構成上の大きな変化として宝永年間以後における擬作取の増加が指摘できる。鍛田氏は宝暦期以後の擬作の増加を指摘し、「擬作は石高表示されるが、恐らく土地の指定はなく実質的には蔵米取と変らなかつた」とされ、西山氏は擬作は宝暦の禄制改革の一環ではなく一種の職務給と推定されたがともにその起源・実態については何にも述べるところがなく、擬作は「世減之規矩」と関連あるものと考えられる点は一一致している。即ち新知百石の相続についての最低保障高としたか否かが問題になっているのである。こゝでは擬作の設定時間と職務について検討しよう。擬作の語の初見は延宝八年の知行直所務廃止に関連して「從來、江戸へ家老中并大身の衆遣される刻、知行高のまいなく、六〇〇〇石分の御擬作にしたから、拝借無之ては不成儀、今からは知行高相応に仰付られ可然」とある。この六〇〇〇石は慶安四年に定められた家老の上府中の振舞造作料であるから、家格に関するものでなく、蔵米を支給するという程度の意味かも知れないが、地方直所務を廃止した延宝八年に擬作の語が用いられている点、充分注目に値するであろう。而して五年後の貞享二年には擬作百五十石の岸宇左衛門が追放されているのですでにこの時点で擬作の制度が確立されているといえよう。以後増加の一途をたどっている。宝暦以前には擬作百五十石の例もあるが、のちには殆んど百石となっている。

擬作と蔵米取は幕末まで併存しているが、その性格の差を検討する必要があるように思う。蔵米取は職務上地方知行との間には特別差異があるわけではない。そのうち俵取は宝永以後の侍帳では長岡を称する一門に多くみられることが指摘できよう。宝永以前では正保四年米田左馬允が二〇〇俵支給され、寛文九年には長岡左近元知が病により上知して二〇〇俵支給されている。左馬允は父長岡監物が家老として健在であり自らも嫡子ながら家老見習の任にあって給せられた

第2表 宝永年間の蔵米取

|       |              |
|-------|--------------|
| 2000石 | 長岡少進家老(内膳弟)  |
| 1000  | 松井土岐大組(松井分家) |
| 〃     | 米田波門(是春二男)   |
| 〃     | 志水主水新知       |
| 800   | 有吉大膳(父健在)    |
| 500   | 小笠原一学(長堅二男)  |
| 〃     | 蒔田八郎左衛門      |

肥後細川領の、擬制的・知行制(松本)

が、擬作取の数的増加だけでなく、職務を比較したものが第3表である

五〇〇石以下の蔵米取と擬作取の  
 宝永年間には五〇〇石以上の蔵米取として長岡少進以下八人がみえ、(第2表)、新知志水主水と蒔田八郎左衛門を除けば一門および家老の家で、隠居・父健在の嫡子・二男である。俵取とともに一時的あるいは特別な地位であることが確認される。  
 宝永年間には五〇〇石以上の蔵米取として長岡少進以下八人がみえ、(第2表)、新知志水主水と蒔田八郎左衛門を除けば一門および家老の家で、隠居・父健在の嫡子・二男である。俵取とともに一時的あるいは特別な地位であることが確認される。

第3表 蔵米取(500石以下)と擬作取

|       | 蔵米取 |    |     | 擬作取 |     |    |     |
|-------|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|
|       | 宝永  | 宝暦 | 文政4 | 宝永  | 享保8 | 宝暦 | 文政4 |
| 江戸定詰  | 2   |    |     | 1   | 7   |    |     |
| 御次    | 8   | 1  |     |     | 12  |    |     |
| 勘定頭   | 2   |    |     | 1   | 2   | 2  | 4   |
| 奉行所根取 | 1   |    |     |     | 1   | 4  | 11  |
| 馬方    |     |    | 3   |     | 1   | 2  | 3   |
| 右筆頭   | 1   |    |     |     |     | 3  | 2   |
| 医師    | 5   | 2  | 14  |     |     | 2  | 7   |
| 御付    | 7   |    | 1   | 2   |     | 2  | 6   |
| 近習    |     |    |     |     |     | 2  | 6   |
| 茶遣    |     |    | 2   |     |     | 1  | 1   |
| 樽番    |     |    | 12  |     |     |    |     |
| 物頭列   |     |    |     |     |     | 1  | 4   |
| 阿蘇組   | 7   |    |     |     |     |    |     |
| 留守居   | 3   | 2  |     |     |     | 7  |     |
| 番方    | 19  |    | 1   |     |     | 12 | 70  |
| 小姓頭   | 8   |    |     |     |     | 6  | 13  |
| その他   | 43  | 1  | 3   | 30  | 3   | 6  | 30  |

肥後細川領の・擬制的・知行制（松本）

宝永期にあつて蔵米取の職務となつてゐるものが、享保以後に擬作取に移行してゐることが知られよう。これら職務は専門的才能・技術を必要とするものも多く初代はその力役によつて登用されたものであろうが、「世減之規矩」により擬作取とされたものであろう。擬作取はもともと新知知行取から派生したものであるから、地方知行に直されることもあり、また地方知行から落席することもあり、御中小姓から登用されることもありということ、最も変化が多い階層である。文化九年に過去二〇年間の新知・減知増減しらべ<sup>(17)</sup>が行われたが、擬作取については

御擬作取を地面に直された者 五〇人

御擬作取を蔵米に直された者 八人

御中小姓より御擬作下さる者 一八一人

地面から御擬作取へ 五一人

蔵米から御擬作取へ 五人

擬作取跡目御中小姓并御擬作差上 九〇人<sup>(18)</sup>

と可成りの変動がみられる。文化年間はすでに「世減之規矩」の適用段階であるが、この調査での区分をみると、新知・加増<sup>11</sup>知行取、御擬作取、御中小姓の三段階に分けており、擬作取は一種の家格として表現されているように思われる。その収入について、御中小姓方御擬作下さる分一七一人高一七一〇〇石について「高百石ニ式拾七石手取ニ<sup>19</sup> 本行之通、拾七石手取之御知行高ニ直、二万七千五百拾八石斗余ニ相当候」との注記がある。擬作取は知行所を与えられなかつた代りに手取においてははるかに優遇されていたと云えよう。但し擬作取は狭義の家格であつて広い意味では知行取に属する。これを「知行取格」と呼んでよいか問題であらう。

第五に宝曆以後において寸志による地方知行・蔵米知行が出現し漸増の傾向にある点であらう。本藩では享保一七年に御勝手向差支えの対策として町在に寸志知行拝領を許可<sup>(20)</sup>してゐる。寸志は藩財政の逼迫を背景に生み出されたもので、そ

第4表 弥富家における代々の寸志

| 代  | 名前      | 業        | 績  |
|----|---------|----------|--|
| 初  | 加生織嘉右衛門 | 小西浪人     |  |
| 2  | 〃 清 蔵   | 農        |  |
| 3  | 弥富 四郎兵衛 | 質屋営業、宝永6 | 上野仏殿造管御用9貫目差出  |
| 4  | 〃 藤三郎   | 享保9~17   | 銀子差上、享保17 村方取救<br>元文3 参勤御用米40石差出   |
| 5  | 〃 茂次右衛門 | 寛保2~4    | 寸志銀7貫500差上、村方取救<br>延享2 銀10貫500差上→7人扶持、歩御使番役<br>〃 3 米10石、銀5貫差上→2人扶持加増、御中小姓<br>寛延2 銀25貫差上→高80石地面、御留守居御番方   |
| 6  | 〃 安之丞   | 宝暦6      | 家督 蔵米80石 御留守居御知行取<br>〃 11 上野仏殿手伝 銀30枚差差上<br>明和元 作事所焼失、銀100枚差上→御留守居御番方<br>〃 3~7 村民取救米粟、御上金手伝金15両差上  |
| 7  | 〃 千左衛門  | 寛政3      | 家督 蔵米80石 御留守居御番方<br>〃 8 村方取救 粟銀差上→蔵米50石加増<br>〃 9 才覚銭18貫寸志、享保2 御銀所潰方寸志4貫<br>文化2 寛政9よりの寸志に対し→蔵米70石加増<br>〃 3 御類焼10貫目、文化7 手当米80俵差上<br>文政2~天保2 日光御手伝13貫、非常天災7貫、<br>関東川筋手伝3貫差上 |
| 8  | 〃 四郎兵衛  | 天保2      | 家督 蔵米200石 御留守居御番方<br>〃 8-安政7 感戴寸志粟50俵、非常凶作粟15俵銀2貫<br>西丸手伝7貫→御郡方奉行支配御留守居御番方席<br>白金邸類焼金10両、村方取救粟101俵<br>相州手当銭50貫   |
| 9  | 〃 千左衛門  | 万延元      | 家督 蔵米100石 御郡方奉行支配<br>御留守居御番方<br>〃 ~文久3 相州醫備20貫 村方取救粟20俵<br>元治元 罪有 御知行召上  |
| 10 | 〃 四郎彦   | 慶応元      | 10人扶持 御留守居御中小姓<br>〃 2 百貫石御蔵普請230両→御郡方奉行支配<br>御留守居御番方席  |

肥後細川領の、擬制的・知行制(松本)

の初見は天和三年(一六八三)益城郡矢部町の浪人伴弥一右衛門が現米三〇〇石上納、宝永六年川尻町木村安右衛門は上野常憲院仏殿手伝に際し、銀四〇〇貫差上げて知行七〇〇石を下された。ついで享保二〇年小川町町人坂口屋崎岩新平は米一〇〇〇俵の寸志により七人扶持を給されたが、役席苗字は許されなかったという。その宝暦年間に「寸志規矩」が設定

肥後細川領の、擬制的・知行制（松本）

され、これによって寸志額に応じた地位が与えられることになった。

通常寸志によって得られる武士の階層としては郷士格であるが、木村安右衛門のような破格の寸志によって士席<sup>(註)</sup>知行取へ進席することも不可能ではなかった。その一例として、上益城沼山津手永沼山津村弥富家の事例を示せば、第4表のように代々寸志を差出すことによって知行取になったものである。弥富家は農業を営むかわら質屋を経営、蓄積した米穀金銀を村方救済および寸志献上して、まず延享二年七人扶持歩御使番役につき、さらに寸志を重ねて、五代茂次右衛門は寛延二年には高八十石地方知行取に進席した。この時の知行所は

益城郡之内中村 六八石七斗六升七合式勺五才

菊池郡之内広瀬古閑村 一一石二斗三升式合七勺五才

で、御留守居御番方に加えられたという。宝暦一三年頃の侍帳には「八拾石御蔵前御知行取 弥富安之丞」とある。六代安之丞の履歴と一致する。彼はさらに寸志上納して御留守居御番方に昇進したという。寸志知行取が御留守居御知行取から

第5表 寸志知行取の継承

| 宝 暦 13      | 文 久 2                    |
|-------------|--------------------------|
| 永山 甚十郎 400石 | 八 郎 助 400石               |
| 江良 次兵衛 400  | 十 郎 300                  |
| 尾本勘左衛門 300  | 宵 之 允 <sup>(註)</sup> 250 |
| 木村甚左衛門 200  | 甚 次 200                  |
| 吉井 政次郎 200  | 市右衛門 200                 |
| 松尾 久大夫 100  | 亀 次 650                  |
| 野尻 瀬兵衛 70   | 丈 太 郎 <sup>(註)</sup> 100 |
| 西島 三郎助 50   | 小 次 郎 <sup>(註)</sup> 50  |
| 倉永 亀之丞 50   | 仙左衛門 <sup>(註)</sup> 200  |
| 弥富 安之丞(蔵)80 | 宅右衛門 <sup>(註)</sup> 50   |
| 美野部孫九郎(々)50 | 次右衛門 800                 |
| 吉津織右衛門(不明)  |                          |

御留守居御番方の職についたことが知られるが、御留守居御番方の場合確認が困難なので、御留守居御知行取の肩書あるものを抜替してみると第5表の一三人が得られる。侍帳では寸志と表現せず、当時は御留守居御知行取と云えば寸志と判ったのである。以後の侍帳では例外なく寸志ということを明記している。数が増すにつれて家格を明らかにしておく必要があったのであろう。というのは寸志による知行取であっても、知行取としての格を得た以上知行の配知をうけ、職務を分担し、以前からの知行取と何等差別さ



れなかったからである。

寸志知行取の一人である二〇〇石木村甚左衛門は代々玉名郡高瀬町の豪商であった。二代目甚次二〇〇石の知行所は、玉名郡のうち内田手永高野村・中富手永上小柳村・小田手永寺田村・青野村・山鹿郡のうち山鹿手永芋生村の五ヶ所であり、上小柳村では四六石六斗余であったことが明らかで、この点では従来からの知行取と全く同等に取扱われていた。

寸志知行取に関する問題として、家格がどのように位置づけられるかという問題がある。寸志知行取の出自は享保一七年の法令をまつまでもなく町在居民―商・農であり、知行取としての職掌は同等であっても「寸志」というカッコ付きの知行取であるから、旧知・新知より一段低く位置づけられることは否定できない、そのことは寸志知行取が留守居御知行取ないし留守居御番方に属し、決してそれ以外の席につかないことでも裏付けられる。一方擬作取は一代限りで御中小姓への落席が原則であるとすれば、家格として極めて不安定なものであり、むしろ寸志知行取の家格がより上位に位置することになるであろう。擬作から寸志の家になった例として、緒方十良の場合には「祖父宝暦年中有功テ擬作百石被下候処、父并当代継目寸志銀上納連綿ニ付寸志之家ニ成ル」とある。

寸志御知行取は継目寸志によって家格が保てるが、擬作取は武芸拔群はか特別の事情がなければ相続できない地位であるところを見ると、性格の相違で単純な比較はできないとしても寸志知行取の家が安定しているといえよう。

寸志知行取でも知行取として番方に出仕しているが、彼らの居住に関する規定は見当らない。文久の侍帳には寸志知行取の一部にその在所が記されているが、それは佐敷・長洲・松橋・伊倉・沼山津・鏡・山鹿新町のほか熊本各町であり、恐らく出身地であろうと推測される。寸志知行取は寸志によって登用された後も在所に居を構え、もともとの家業に従事するという二面性を持っていた。宝暦期以後寸志による在郷御家人の増大が指摘されているが、単に在地の問題としてだけでなく家臣団構成の中でも寸志知行取は増大しつつあった。

本藩家臣団の構成は宝暦改革に関連して、旧知・新知の家格が立てられ、相続に差異がみられるに至ったが、幕末には

肥後細川領の、擬制的・知行制（松本）

肥後細川領の、擬制的・知行制（松本）

丹後以来・青龍寺以来・豊前以来などさらに細かな家柄の設定が現れてくる。家臣団構成が多様化されしかも藩政維持の中核が実務に携わる擬作取に移り、藩財政打開の道を寸志知行取に求めるようになると、何ら具体的に藩政に貢献し得ない旧知層は自らの存在理由を失うに至るのであり、こゝに旧知層は新知・寸志知行取層に優越する地位を保つ理由を先祖の業績に求めるに至るのではあるまいか。

注（1）、森山恒雄「藩体制の確立過程—肥後藩における知行政策—」（九州史学第3号）、「郷村制と地方知行制の關係—肥後藩における地方知行政策を中心として」（同上第六号）、「肥後藩統治に関する一試験—八代城番をめぐって」（地方史研究四四号）、「地方知行」の一考察」（肥後細川藩の研究）、鎌田浩「肥後藩の給知行制—肥後藩武士相統法研究序説—」（法文論叢第12号法科篇）、「近世相統法の特徴—熊本藩を中心として—」（法制史研究13）、西山禎一「肥後細川藩初期の給地の分布について」（「肥後細川藩の研究」）、「知行替地の一考察—肥後藩首席家老松井氏について—」（九州史学二六号）、「嗣蔭令—熊本藩における武士相統法」（都城高専研究報告第5号）、「宝曆期熊本藩における旧知と新知の分布について」（都城高専研究報告第九号）以下副題は省略する。

（2）、元和九癸亥年「豊前於小倉御侍帳」熊本市森下功氏蔵

慶安元年「真源院様御代御侍免撫帳」熊本県立図書館蔵

寛文四年六月「御侍帳」熊本大学図書館寄託「永青文庫」

元禄十四年「御侍帳」全右

宝永五年「肥陽諸士鑑」熊本市松本雅明氏蔵

享保八年（写）（「肥後藩御侍帳」）熊本市鎌田浩氏蔵

（宝曆十三年）「御國中御侍以呂波寄」熊本市森下功氏蔵

文化十三年「肥後細川様家中御知行扣全」阿蘇郡小国町後藤美道氏蔵

天保四年「肥後新旧御知行所附」阿蘇郡南小国町高橋国男氏蔵

文久二年十二月十六日写「肥後世襲士籍」熊本市木下嘉八氏蔵

（3）、給人數・知行高は鎌田浩氏「肥後藩の給知行制—肥後藩武士相統法研究序説」が利用された度文契函の數値と一致しないが、「侍帳」はそれぞれの時点で具体的に記されているので、いずれ給人數・知行高については確定する必要があると思われるが本稿では侍帳の數値に従うことにする。

（4）、西山禎一「知行替地の一考察」

（5）、西山禎一「宝曆期熊本藩における旧知と新知の分布について」

- (6)、鎌田浩「近世武士相統法の特徴」
- (7)、西山禎一「嗣蔭令」
- (8)、「熊本藩年表稿」一〇四ページ
- (9)、「熊本藩年表稿」七二ページ
- (10)、「慶安三年ヨリ元禄四年迄、御暇被遣候御侍之名附」永青文庫
- (11)、注6に同じ
- (12)、注10参照
- (13)、「熊本藩年表稿」六八ページ
- (14)、「全 右」八八ページ、高野和人「北島雪山の生涯」
- (15)、「肥陽踏士鑑」
- (16)、西山禎一「嗣蔭令」
- (17)、熊本県史料集成第一集「肥後藩の政治」一八七ページ
- (18)、「寛政四年々文化八年迄二十ヶ年之間御加増減知并御擬作取御中小姓等増減しらへ帳」永青文庫
- (19)、西山禎一「嗣蔭令」、知行取格の性格が判然としないが、侍帳の記載では擬作取は知行取と同格であり、嗣蔭令で知行取格とするものは鈴木平七郎以下五家であり、知行取そのものではないにしても「知行取格」に入れてしまうのは差控えたい。
- (20)、「熊本藩年表稿」一四六ページ
- (21)、下益城郡城南町「城南町史」
- (22)、森田誠一「近世の郷士制、特に金納郷士の性格」(「肥後細川藩の研究」)
- (23)、前掲「肥後藩の政治」
- (24)、「御家中御侍以呂波寄」
- (25)、松本雅明「万延元年遣米使節航米記解題」・天保頃の「御家中知行六」熊本市森下功氏蔵
- (26)、「肥後世襲士族」
- (27)、森田誠一「前掲論文」
- (28)、「背龍寺以来面々」「丹後以来面々子孫」永青文庫

## 二、撫高制について

寛永九年(一六三二)十二月肥後に入国した細川忠利がまず当面したことは、領内の実態を正確に把握しこれを家臣団へ適正に知行配分して領国支配体制を確立することであった。このため彼は新たに郡村支配のための「御國之惣奉行」職

肥後細川領の、擬制的・知行制(松本)

肥後細川領の、擬制的・知行制（松本）

を設け、田中兵庫・牧丞大夫・宗像清兵衛の三人をこれに任じ、郡奉行、代官以下の統轄領内の把握に当らせた。郡村には一先づ諸事先代通りの触を出して人民の動揺をおさえながら、郡奉行を任命して、翌年一月から人番改め・高物成・田畑位盛・小物成などの基礎調査を行なった。

一方家臣団の処遇については早速城下町の屋敷割を行なって家臣に屋敷を渡したほか、翌一月には旧主加藤忠広の給人知を調査させ、知行割に備えた。しかし知行割の作業はなかなか進捗しなかったと見え、二月の段階では、

知行割之儀ハ、高と物成と庄屋ニ書せ候へハ、又小百姓申候と事之外違申候、又加藤平左衛門古帳之面を見申候へハ、是又かはくニ違申候故、当暮之毛上ならてハ、知行わり中々不罷成候。

と多少悲観的に述べているが、三月有馬左衛門宛の書状では九月に知行割を行なうことを報じており、準備が進んだことを示している。而して予定通り九月一日付で家臣への地方知行を宛行った。この時の宛行状は小倉時代の様式と全く同じである。中路三郎兵衛の事例で示せば、「肥後国於益城郡之内式百石<sup>別録</sup>有<sup>事</sup>、宛行之訖、全可領知之状、如件、寛永拾年九月朔日 忠利（花押） 中路三郎兵衛殿」とあり、これは現存する寛永一〇年の宛行状すべてに共通している。この宛行状によつては具体的な知行所は記載されず、また別紙目録も現存しないが、この時に宛行状を給された各家において、知行所の変更がない限り幕末まで文言は一部「宛行之訖」が「任先規之旨宛行之事」と変るだけでそのまゝ踏襲されており、『御家中知行六』など知行所を記載した史料とほぼ一致する（第6表参照）ので、この時現実に知行所が確定したとしてよいであろう。宛行状の書式の問題で云えば、寛永十二年以降から始まる家々では宛行状に知行所の村名まで明記されて一層明確に知行所がおさえられるが、この場合にはその後の宛行状でもこの様式が踏襲されるのであって、寛永

一〇年のように郡まで記すか、寛永一二年以降のように村まで記すかという書式の相違であると思われる。

寛永一〇年九月朔日付の宛行状は第六表の17例であるが、この表で明らかかなように加増・減知などによつて知行高に變更があった場合は別として、一般的な相続形態としては宛行状の云う「任先規之旨」は知行高の内部にも及んでいること

第6表 知行所の変遷

| ① 寛永10. 9. 1 |            | ② 宝永年間                                | ③ 天保4年                          |
|--------------|------------|---------------------------------------|---------------------------------|
| 大石与四右衛門      | 益城 150     | 新五左衛門 150 (長田103.8 南田代46.2)           | 十郎右衛門 150 長田、南田代                |
| 真野 九兵衛       | 山鹿 150     | 善右衛門 150 (今田96.7 保多田 53.2)            | 源之助 150 今田、保多田                  |
| 筑紫左近         | 益城 700     | 権左衛門 700 (有安346.1 葦野297.8<br>西阿高56.0) | 権左衛門 700 有安、阿高、葦野               |
| 中路 虎助※1      | 阿蘇 150     | 伝大夫 150 (尾籬82.7 山田67.2)               | 伝兵衛 150 尾籬、山田、野中                |
| 中路 三郎次郎※2    | 益城 200     | 新右衛門 200 (安永141.6 広崎54.8)             | 三郎兵衛 200 安永、広崎                  |
| 福田 甚大夫       | 〃 200      | 岩太郎 200 (上陳98.7 南早川46.1<br>陣内55.1)    | 善左衛門 200 上陳、下早川、陣内              |
| 北里次郎右衛門      | 阿蘇 200※3   | 次郎右衛門 200 (手野108 井手91)                | 五郎右衛門 200 手野、西宮地                |
| 弓削太郎右衛門      | 玉名 300     |                                       |                                 |
| 弓削 茂右衛門      | 〃 200      | 茂右衛門 300 上益城<br>(福原24.5 三賀54.8)       | 太郎右衛門 450 尾足、出田、高田永方、<br>下平山、二俣 |
| 林 勘左衛門       | 飽田、山本 150  | 勘左衛門 150 (飽田梶尾)                       | 勘左衛門 150 梶尾                     |
| 高田 角左衛門※4    | 山本 300     | 九右衛門 300 (西山175.4 大清水124.4)           |                                 |
| 野田 源四郎       | 阿蘇 150     |                                       |                                 |
| 横田 権佐        | 益城 500     |                                       |                                 |
| 安部 九郎助       | 菊池、山鹿 150  |                                       |                                 |
| 庄 林 隼人正      | 飽田、益城6300  | ※5                                    |                                 |
| 蒲池 清右衛門      | 益城 300     | 喜左衛門 100 (合志永 100)                    |                                 |
| 本 妙 寺        | 飽田五町、中尾300 |                                       | 本 妙 寺 400                       |

寛永10年9月1日の高は慶安元年「侍帳」と異なるものは ※1 勘大夫 ※2 新右衛門 ※3 小国 ※4 五郎三郎、  
※5 正保2年上知

史料は ①各家宛行状 (熊本県史料中世篇および各家所蔵) ②「肥陽諸士鑑」 ③「御家中知行六」

肥後国三郷の「權左衛門、兵右衛門 (長)

肥後細川領の、擬制的・知行制（松本）

が示される。

従来の研究では細川氏は「地撫」によって耕地の打出しと隠田開発により農民の把握・藩財政の確立を行なった上で「知行割」を行なったとの見解(35)がとられているが、事実はそうではない。一月から五月にかけて「人畜改め」(36)を行なった家ごとに高・人畜・家数を調査しているが、「地撫」は行なわれず、従って恐らくは先代加藤氏の検地帳高(37)現高(38)に基づいて知行割を行なったと推定される。或いはすでに現高は村高として固定していたかも知れない。だからこそ、後に問題にするように「撫高制」を採用して現高配知による不均衡を是正しようとしたのである。

「地撫」は地域によって実施時期が異なるが、寛永十二年から十四年にかけてまず蔵納地を先に行ない、寛永十四年から十六年にかけて知行所分について行なわれた。(39)「地撫」の結果に基づいて知行割がなされたのであれば「撫高」制と「地撫」との関係は全く説明がつかない。知行割を行ない、その後「地撫」を行なって村内での負担の適正を図ったのであった。

勿論「知行割」は高と人畜とを宛行うものであるから、村落における給知百姓の経営を無視して配知が行なわれたのではないことは云うまでもないが、「人畜改め」はその参考資料としての役割を持ったものと思われる。すなわち「人畜改め」によって、百姓一戸ごとの現実的な経営規模の概要を把握することができるところである。なかでも合志郡の場合で見ると第7表のように村をさらに数区に分割して人畜を改めそれぞれに庄屋が置かれているのである。近世の村は行政単位であるから更に分割することは別の意図があったとせねばならない。さらに住吉村(40)の場合は五〇〇石分・四〇〇石分・二百石分・百石方と全く集落を無視したとしか考えられない分割の仕方をしているのであって配知を考慮に入れた調査であったといえよう。「人畜改め」により百姓個々の高人畜を把握することが出来ればこれから物成額を出すことは容易なことである。

本藩における地方知行が「撫高」制をとっていることは、つとに森山氏(41)が指摘されたところである。森山氏は「撫高」

第7表 合志郡人畜改帳の分村

|       |     | 村 高   |
|-------|-----|-------|
|       |     | 石     |
| 橋 田   | (1) | 138   |
|       | (2) | 122   |
|       | (3) | 198   |
| 伊 坂   | (1) | 217   |
|       | (2) | 100   |
|       | (3) | 130   |
|       | (4) | 118   |
| 南 田 島 | (1) | 395.7 |
|       | (2) | 327.2 |
|       | (3) | 86    |
| 下 高 江 | (1) | 208.6 |
|       | (2) | 200   |
| 住 吉   | (1) | 500   |
|       | (2) | 400   |
|       | (3) | 200   |
|       | (4) | 100   |
| 下 苦 竹 | (1) | 263   |
|       | (2) | 66.4  |
| 森     | (1) | 149.4 |
|       | (2) | 155.5 |
| 上津久礼  | (1) | 371.7 |
|       | (2) | 150   |
|       | (3) | 82.8  |
|       | (4) | 31    |
| 中 窪 田 | (1) | 400   |
|       | (2) | 180   |
|       | (3) | 90    |

と「撫免」を知行割の基準を示すものとして重視しておられるが、「撫高」は氏の云われる知行割の基準であるが、「撫免」とは数ヶ年の免を撫すという意味の普通名詞と解した方がよいのではないか。

即ち「撫高」は『土貢管見録』に

撫高ハ御給人衆へ被下候御知行高の事也、是を撫高といふハ、譬バ現高百石の物成六拾石の時ハ六ツ成の免ニ当ル、是を四ツ成ニ当る様ニ撫して御知行高百五拾石ニして被渡下候へハ則四ツ物成に当る也、是を肩番ニ撫高百五十石と記也、然れども豊凶ありて物成免違候ニ付、御免帳前数年之物成を撫して居り合たる所の物成四ツ成ニ当り候様ニ撫して被渡下候由、

とあり、寛永十年九月の知行割は、「先代寛永六・七・八年三ヶ年之物成を撫し、納米四ツ成ニ被渡下」るものであった問題はこゝで「撫高」の基準となったものが、現実の生産高ではなく「数年之物成」であったことであろう。こゝで「現高」としているのは、別の個所に「御國中一統ニ此高積ニ而村切ニ何程ト相極り申候、是を御先代々現高与申候、同忠広公御代も右之通御座候」に云う「先代々之現高」で、それがそのまま採用されているのである。このことは別に論じたの

肥後細川領の、擬制的、知行制(松本)

肥後細川領の、擬制的・知行制（松本）

で再論しないが、入国後細川氏によって現高の訂正がなされた形跡はないので、現実の生産力を反映しない「現高」よりは、現実の生産力に立脚した撫し物成の方がより公平だったためである。

然らば細川氏は何故に「先代<sup>41</sup>之現高」に依存したのかという問題が残されるが、こうした生産力の変動と新しい石高の基準設定について「土質管見録」は次の如くのべ

天正慶長之比ハ戦国之時なれば高積之仕法治世之様ニハ委しからず、其上古今土地の變り畝之広狭人畜の多少等ニよりて一村之内ニも不同あれば、今ニ至てハ一統一高を以穀類之多少ハ難叶様ニ成行申候、依之土物成ニも拾成以上之免も有之候、畢竟之所檢地して高を盛直す事容易ならざる所より止事を得ず物成之扱を以爰ニ至候と相聞へ申候事<sup>41</sup>

その理由を検討している。現高は生産力に照応するものでなくなり、検地を行って高を盛り直すことができなければ物成が基準にならざるを得ないとしている。従って「撫高は御給知方の拵事なり」とは云っても、それは現高に対していうことであり、穀物の多少ハ生産力に照応した土物成を基準とし、その額を四ツ成として逆算された「撫高」は、生産力に応じた妥当な高であったといえる。

入国直後の細川氏が農民に反撥<sup>46</sup>されることなくしかも確実に収奪するためには前代の徴税体系である土免による以外になかったのではないか。かくて肥後細川領における収奪は蔵納地においても知行地においても村高（現高）ではなく、土免を基準としてスタートした。蔵納地では土免制を基準に検見によって免率が定められた。しかしこの場でも免が余り高ければ不審を招くとして給知に合せて免四ツ成制がとられた。即ち

我々くらふと尋候へハ物成七ツハツ九ツと申候一段きゝあしく候、八ツの所ハ二百石ニして四ツ成ニきはめ候おき可申候、たひ人尋候時あしく無之様ニ心へ可申候<sup>46</sup>

一蔵納之分、たとへは八ツ成有之所は四ツニならし、式ツ成三ツ成之所も四ツならしニ可仕置候、何方ニても人ニ遣候



時之ためにて候、此段代官頭又ハ郡奉行へも申候間能候ハ、可申聞候、何方ニても人ニ知行違候時のためにて候、可  
得其意候、急可申付候、扱目録を仕贈奉行も早々可越候事<sup>(47)</sup>

一惣知行割之時四ツ成ニ申付候とて上ハ高すくなく候とて差除候故我等蔵納迄物成過分ニ聞へ候、余物成多キ所ハ高を  
上ケ給人同前ニ凡を仕候へ、可然候、其仕やう此方ニてハ合点不參候間心得可申候事<sup>(48)</sup>

とあつて「撫高」の四ツ成に比して土免の高率が問題になつてゐるが、この後も検見による調節がなされたようである。

一方知行所においても知行割こそ「撫高」ニ土物成を基準に表示されたが、知行所においては知行取と百姓との相対に  
より、地味・人畜・天候など、あるいは豊凶によつて自主的に免率が決定された。「所により百姓よわきつよき候て五ツ  
ニ成候所も又三ツ斗に成候所も」でて来る。鎌田氏が紹介された寛文五年調の各給人平均免率は<sup>(50)</sup>そのことを如実に示して  
いる。もしこれを知行所における検見と表現できるならば、蔵納地・知行所とも検見により年々の免率が決定されたとも  
云える。

知行割は寛永一〇年の場合は寛永六、七、八年の撫し物成を基準としたが、その後も土免・撫免の方法をとつた。即ち  
「郡府旧記」<sup>(51)</sup>の云う知行割に伴なう基準設定は、寛永一七年迄土免四つ物成、寛永一八年より正保二年迄右同断、正保三  
年より寛文四年迄は前三ヶ年の秋免の内下免一年を除いて二ヶ年の秋免ならし、寛文五年より土免割、延宝六年より秋免  
三ヶ年撫し四ツ六歩、元禄五年秋免六年撫四ツ成<sup>(52)</sup>その後この基準が文化まで続いたとあつてその時の土免・秋免が基準と  
なつてゐる。元禄六年には損毛のため知行割当に困難を生じ、結局蔵米渡<sup>(53)</sup>にして切り抜けたのは、こうした土免又は秋免  
を基準とするところから発生した問題であり、「撫免」という固定した概念でなかつたことを物語つてゐる。

こうした知行割の基準が折々の土物成を反映した土免ないし撫免によることは、時期により現高の高下とかゝわりなく  
知行割が行なわれることになる。西山氏は現高に實際的な評価を与えて、松井氏の知行替地における撫高と現高の差異を  
検討し、<sup>(54)</sup>両者に少しずつの誤差を認めつゝも、撫高については同量の替地ながら現高において有利に展開した松井氏の側

肥後細川領の、擬制的・知行制（松本）

肥後細川領の、擬制的・知行制（松本）

に相当の利益があったことを結論づけられ、それが可能であった理由として、松井氏が大身であること、軍事的拠点<sup>(5)</sup>である八代に移動したことに伴う替地であることをあげているが、私は先述のような理由から、再検討が必要だと考へる。以下西山氏の提供された史料を中心に問題を整理してみたい。

知行替地を考える場合、まず第一の問題はいかなる理由があれば知行替地が行なわれるかという事があげられる。松井氏の場合、第一回替地は正保三年十二月細川帯刀（のち丹後守）の宇土への移転と松井氏の八代入城という政治的要請によつて行なわれたものである。第二回目延宝六年の替地は那方御用に村上吉之丞・牧野安左衛門らが登用され、那政改革<sup>(6)</sup>がはじまった年であることに留意せねばならない。即ち彼らが登用された結果延宝七年から翌年にかけて那方支配は強化され、延宝八年には最初の上知令が施行されたのであつて、松井氏の替地は那方改革と無関係になされたのではあるまい。

第三回目の替地は天和四年三月になされたが、この時の替地は前年十二月の知行所回復令に伴う替地と同時に知られている。「熊本藩年表稿」に云う。

延宝八年家中の地方を収め粟米を以て給知に改められし処、是日知行は従前通りと爲り、只「下免の領地は四ツ物成に足被下、且つ御合力米をも来秋より不被召上」と定めらる。

を実施に移したのが、天和四年三月十一日である。第四回・第五回の替地は貞享元年五月と八月であるが、これは前年の追加と考へても差支えあるまい。

松井氏の替地の主要な部分を占める三回の替地は、いずれも藩政の動きと対応するもので、松井氏の特異な地位によつてのみ惹起されたものでないことがわかる。まず第一回目の替地は旧知行所である玉名・合志を差出した代りに八代城廻り一八村を得たが、八代周辺に知行を有していた細川帯刀は代りに宇土・益城二那へ移封されたから、空白となつた玉名・合志には恐らく宇土・益城に知行所を有した知行取が移されるという可成大規模な替地であつたと思われるが、これ

第8表 有吉四郎右衛門知行一覧(天和4年)

|                    |           | 高           | 現高          | 村高         | 備考         |       |     |
|--------------------|-----------|-------------|-------------|------------|------------|-------|-----|
| 肥後細川領の・擬制的・知行制(松本) | 玉名郡       | 石           | 石           |            |            |       |     |
|                    |           | 持松          | 1808.44500  | 1176.22500 | 全          | 先 知   |     |
|                    |           | 庄寺          | 648.56955   | 496.33400  | 全          | N 先知  |     |
|                    |           | 小永          | 605.24363   | 509.57400  | 全          | N 〃   |     |
|                    |           | 安原          | 677.09566   | 490.61000  | 全          | N 〃   |     |
|                    |           | 本坂          | 908.08006   | 750.14700  | 全          | N 〃   |     |
|                    |           | 東坂          | 955.57849   | 750.00000  | 全          | N 〃   |     |
|                    |           | 肥猪          | 786.40120   | 762.12850  | 全          | N 〃   |     |
|                    |           | 学生          | 342.15680   | 275.46950  | 全          | N 〃   |     |
|                    |           | 板楠          | 497.68723   | 361.42761  | 全          | N 〃   |     |
|                    |           | 上板          | 1028.04005  | 721.16800  | 全          | N 〃   |     |
|                    |           | 中林          | 234.43204   | 165.44300  | 全          | N 〃   |     |
|                    |           | 山鹿郡         | 方保          | 1434.37850 | 1150.74484 | 全     | 先 知 |
|                    |           |             | 白石          | 94.21250   | 140.19500  | 194.余 | 〃   |
| 中石                 | 349.43142 |             | 359.53200   | 720.余      | 〃          |       |     |
| 城                  | 188.14100 |             | 208.55200   | (208)      | 〃          |       |     |
| 上津                 | 273.44237 |             | 213.82900   | 822.余      | 〃          |       |     |
| 四留                 | 343.29325 |             | 540.15900   | 全          | 〃          |       |     |
| 上町                 | 469.13100 |             | 706.12130   | 全          | 〃          |       |     |
| 下小                 | 189.05150 |             | 284.55420   | 全          | 〃          |       |     |
| 上吉                 | 761.21800 |             | 624.45300   | 全          | 〃          |       |     |
| 今田                 | 417.81500 |             | 385.30400   | 569.余      | 〃          |       |     |
| 久原                 | 556.37101 | 448.58764   | 583.余       | 〃          |            |       |     |
| 津留                 | 667.72201 | 424.07568   | 728.余       | K 上知       |            |       |     |
| 下益城郡               | 坂本        | 850.77025   | 595.13400   | 599.余      | 先 知        |       |     |
|                    | 鱒万        | 827.98208   | 1195.64200  | 全          | 〃          |       |     |
|                    | ヶヶ        | 577.84518   | 515.93320   | 全          | 〃          |       |     |
|                    | 築地        | 308.55211   | 302.68700   | 全          | 〃          |       |     |
| 飽田郡                | 岳山        | 237.93970   | 222.01550   | 443.余      | 〃          |       |     |
|                    | 小糸        | 226.85820   | 210.02470   | 全          | 〃          |       |     |
|                    | 北迫        | 220.66050   | 199.97000   | 全          | 〃          |       |     |
|                    | 万薬        | 213.88170   | 191.72450   | 全          | 〃          |       |     |
|                    | 野寺        | 147.26400   | 208.76100   | 全          | 〃          |       |     |
| 大出                 | 114.06900 | 105.47530   | 142.余       | 〃          |            |       |     |
| 山本郡                | 岩野        | 126.65837   | 129.46998   | 1050.余     | T 上知       |       |     |
|                    | 鑑院        | 125.13369   | 173.31200   | 661.余      | S.H. 先知    |       |     |
|                    | 正院        | 123.98441   | 85.74505    | 661.余      | F・M. 〃     |       |     |
|                    | 大清水       | 88.08290    | 91.47171    | 949.余      | M 〃        |       |     |
|                    | 舞水        | 74.38062    | 84.94596    | 287.余      | B 〃        |       |     |
| 計                  |           | 18500.00000 | 16256.93617 |            |            |       |     |

N = 長岡 佐渡  
 K = 米田助右エ門  
 T = 立石善左エ門  
 S = 坂崎 忠三郎  
 H = 花房次右エ門  
 F = 藤本九右エ門  
 M = 中村 左太夫  
 B = 神戸尉右エ門

先知とはそれまでの知行地、上知とは以前に藩に召上げられていたものと知行地を示す。

第9表 有吉四郎右衛門替地における撫高の比較

|         | 現 高            | 先 代            |                |       | 当 代            |       |
|---------|----------------|----------------|----------------|-------|----------------|-------|
|         |                | 撫 高            | 撫 物 成          | 免 率   | 撫 高            | 免 率   |
| 庄 寺 村   | 石<br>496.33400 | 石<br>480.72500 | 石<br>268.50156 | 0.596 | 石<br>648.56955 | 0.414 |
| 小 永 村   | 509.57400      | 483.09915      | 250.56506      | 0.517 | 605.24363      | 0.414 |
| 安 原 村   | 490.61000      | 551.32500      | 280.31090      | 0.508 | 677.09566      | 0.414 |
| 東 坂 上 村 | 750.00000      | 780.50000      | 395.60033      | 0.507 | 955.57849      | 0.414 |
| 肥 猪 本 村 | 762.12850      | 549.11360      | 325.56257      | 0.593 | 786.40120      | 0.414 |
| 芋 生 田 村 | 275.46950      | 281.33350      | 141.64953      | 0.503 | 342.15680      | 0.414 |
| 上 板 楠 村 | 721.16800      | 723.69110      | 425.59878      | 0.588 | 1028.04005     | 0.414 |
| 中 林 村   | 165.44300      | 196.48966      | 97.50257       | 0.496 | 234.43204      | 0.415 |

肥後細川領の・擬制的・知行制（松本）

先代は松井文書「知行方目録」当代は有吉文書「知行所附目録」による。

とても五〇〇石已下の「十三里外知行割仕間敷」という原則からみて決して不当な替地ではない。

松井氏の替地における「撫高」と「現高」を理解するために、天和四年の有吉四郎右衛門の替地と比較してみると、「撫高」制の本質を探り得るように思われるので検討しよう。天和四年有吉四郎右衛門は、前にのべた延宝八年令の第二項「先規被下置領地所務不足之郡村替地被仰付」によって、従来からの二十二ヶ村（先知の分のほかに、玉名郡庄寺村など十六ヶ村の替地を得た（N先知・T上知など）。その所付目録をまとめたものが第8表である。

この表から、(1)先知二十二ヶ村はそれ以前から有吉家が知行していたところであるが、そのうち十四ヶ村は一村全給である。(2)替地の主要部分は玉名郡南関手永で松井氏の先知で八代配知のあとを得たもの、こゝでも主要部分は一村全給である。(3)有吉氏はこれを機会に松井氏に代り北辺を守ることになったものと推定される、などがあげられる。

ところで有吉氏の知行所のうち松井氏の跡に入った玉名郡南関手永諸村について、西山氏の分析と合せてみると第9表に示すごとくである。すなわちこれら諸村では現高は変らないが、撫高を比較してみると先代の四〇五〇石八升六合九勺に対し五二七七石五斗一升

七合となり先代に比して一三%の伸びを示している。このことは何によって生じたかをみるとこれこそ「撫高」の本質にかゝわるものであることがわかる。「撫高」は土物成若しくは撫物成免四ツ成を基準に設定されるものである。天和四年の知行割の基準は前三年のうち下免一年を除いて二年を撫しそれを四ツ六分として設定するものであった。有吉氏は四ツ成以下の下免に対する替地としてこの地を得たので、最低保障額四ツ六分が与えられれば今迄よりも優遇されたことになるわけで、撫物成から逆算して高(撫高)が設定されたのである。先代松井氏は寛永一〇年にこの地を得たときには撫免四ツ成で「撫高」を設定されたに違いないが、その後の生産力の増大は諸村から五ツ以上の土物成を収奪できる状態に及んでいたのである。結局有吉氏は四ツ一分四朱ほどで配知された。

一方松井氏の替地はどうであったかを西山氏の計算でみれば、撫物成四四五五石・撫免率五ツ一分七朱余と全く同条件によって替地がなされている。両者とも家老であり大身であることに変わりはないので替地に際して免率が異なるのは理解に苦しむところであるが、強いて上げるならば、有吉氏の場合には「下免につき被足下」ということで最低保障額しか与えられなかったのに対して、松井氏の場合には、第四回貞享元年の替地に際して

右者今度長岡佐渡殿江替地□被仰付右三人衆知行所之内替知ニ成物成替ニ而右之村々佐渡殿御請取候間可被得其意候、  
為替知佐渡知行玉名郡之内宮原村・立花村・尾田村之内を以、修理殿・左門殿・朽木内匠方致替渡候間可有其御心得  
候、<sup>(5)</sup>以上

と奉行がのべているように、今までの物成を保障する形で替地がなされているのである。こゝでみる限りにおいて替地には現高は全く意味をもたず、専ら物成の額と免率とが用いられているのである。そのことは不合理ではなく反ってより正確に現実を把握するものであった。

このようにみた場合「撫高」制のもつ意味はよほど明確になるのではあるまいか。即ち先代竿前による「現高」はもはや村の生産力を示すものではなくなり、従って村ごとに異なる土免率―現実の生産力に照応する―を統一的に表現し、均

肥後細川領の、擬制的、知行制(松本)

肥後細川領の、擬制的・知行制（松本）

等の収入を保証する高として「撫高」は設定されたのであろう。

慶安元年の侍帳を「御侍免撫帳」と呼ぶのも、こうした「撫免」にもとづく知行高帳であるということを示すものかも知れない。「撫高」制はこうした「現高」の実態から設定されたものだとしても、それは細川氏入国以後の度々の検地によって是正することはできなかったかという点が残される。実際に地方支配においては「現高」表示の支配（90）がなされ、知行高の表示には「撫高」を用いるという二重性は不都合を生じやすかったに違いないが、別稿（91）でも検討したように、細川氏によって「現高」を改定しようとした形跡は全くない。

注 (29)、鎌田浩「熊本藩の支配機構」(「肥後細川藩の研究」)

(30)、「熊本藩年表稿」四〇ページ

(31)、「全」右「」

(32)、「細川忠利舊状案」細川家史料五「六三ページ、なお同文の舊状は「部分御旧記」国郡之部（未寄文庫）にある。

(33)、「部分御旧記」国郡之部

(34)、「中路家文書」熊本市中路都夫氏蔵

(35)、「森山恒雄前掲」郷村制と地方知行の關係」

(36)、「大日本近世史料」肥後藩人畜改帳「および農村史料刊行会「曾北郡人畜改帳」

(37)、「安藤精一」近世初期肥後の地撫（熊本史学4号）

(38)、「前掲」肥後藩人畜改帳」

(39)、「森山恒雄前掲」地方知行の一考察」

(40)、「全」右「全」一四一ページ

(41)、「後述のように「撫高」は制度として確立されているが、「撫免」は固有の制度ではなく、「撫免」を行なう制度という意味に

解される。森田誠一「原典による近世農政語彙集」二四九ページ撫免の項参照

(42)、「前掲」原典による近世農政語彙集」一四八ページ

(43)、「牧野安右衛門「御那方覚書」、なお森山恒雄前掲「地方知行の一考察」一四一ページの撰聚亡失補記は類本をみないが、内容は「御那方覚書」と全く同じようである。

(44)、「前掲」原典による近世農政語彙集」一四九ページ

(45)、「細川氏が農民の反撥を恐れたのは、政権交代に伴なう政情不安が農民の反撥を起しやすという一般的傾向に加えて、肥後国

はかつての「国家一揆」の地盤であることも理由の一つであつたろう。森山恒雄「近世初期国家一揆の構造」(九州文化史研究所紀要7)参照

- (46)、前掲「部分御旧記」
- (47)、〃「全右」
- (48)、〃「全右」
- (49)、忠利公「御家譜」寛永十六年九月十五日条永青文庫
- (50)、鎌田浩前掲「肥後藩の給知制」五九ページ参照
- (51)、藩法研究会「藩法集7 熊本藩」三七〇ページ
- (52)、全右「全右」三七九ページ
- (53)、前掲「熊本藩年表稿」二二二ページ
- (54)、西山楨一前掲「知行替地の一考察」
- (55)、森山恒雄前掲「肥後藩統治に関する一試論」
- (56)、前掲「熊本藩年表稿」一〇〇ページ
- (57)、全右「全右」一一一ページ
- (58)、「有吉家文書」熊本市有吉氏蔵、以下有吉氏関係史料は有吉家文書による。
- (59)、「御知行所付目録」松井文庫
- (60)、地方支配における高は、通常「現高」が用いられるため、併記する場合高四拾三石三斗七升四合八勺九才、撫高三拾五石四斗九升壹合九勺八才御給知と表現され、これを知行関係史料では現高四拾三石三斗七升四合八勺九才、高三拾五石四斗九升壹合九勺八才御給知と表現している。(上益城郡下馬尾村「井手文書」)
- (61)、松本「肥後藩における村高について」(熊本史学47号)

### 三、「擬制的」知行制の成立

本藩では延宝八年(一六八〇)第一回目の地方知行制廃止が実現した。即ち同年正月十八日の上知令は次の如くである。

#### 被仰出之覺<sup>(62)</sup>

一従去年御家中式拾石手取被仰出候、然共今之手取ニ而は何茂難儀可仕と被思召候、未御勝手御不如意ニ候得共、当年肥後細川領の、擬制的、知行制(松本)

肥後細川領の、擬制的、知行制（松本）

より何茂三拾石手取被仰付候、江戸御供之者は四拾石手取被仰付、余米被召上之旨被仰出候事

一何茂手取米被仰付候間は、知行之儀自分ニ仕候而は勝手ニも悪敷可有之候条、御蔵納同前ニ御那方之者共ニ支配被仰付、手取米之儀於御蔵可被渡下候、右之通被仰付候条被下置候領知之儀当年々可指出候、被返下候節は本知御割替唯今迄下免之知行は物成宜所ニ而可為拜領旨被仰出候事、

一何茂只今迄拜借仕候米銀之儀利分御捨被成候、元物は御知行と返下候刻年々ニ上納可仕候、若手取米之内を以早く上納仕度存ものハ御奉公之つかへに不成様ニ上納可仕候、此段は何も勝手次第ニいたすへき旨ニ候事

一俟約之儀ニ付而先年被仰出候趣弥堅可相守候、今度手取米増と下候といへとも諸事分過費之儀無之様ニ相心得勝手取続可申候、人馬も当年來秋迄之間は勝手次第第二仕、來秋より手取相應ニ人馬可致所持候、若子細有之手取相應ニ人馬所持難仕ものハ組頭迄相断無人にて居可申由之事、

一永々在宅仕居候もの共ハ、近年之内ニ可致出府候、此後在宅不仕候ハ、勝手難仕ものハ組頭迄相違受指図手敷を宛在宅可仕旨候事

以上

申正月十八日

こゝでは上知とは云わずに、手取米支給という表現をしているが、知行所の所務は蔵納同前に御那方機構の手に帰し、しかも領地返却までの間に知行所に介入したものは領地を没収するという厳しい条件がつけられていた。しかしながら全く蔵納にしようというのではなくて領地返却の日を予測していたと見え「其知行所ニは此後構不被申候ハは、重て知行を割替被遣候筈」と潜在的な所有権を認めたほか、知行取の手開や出高支配の許可、手作地の承認など知行所との関連は多く残されていた。



この延宝八年の上知令は、延宝六年以来の郡方改革の一環として捉えられよう、即ち延宝六年一月村上吉之丞・奥田小左衛門・牧野安左衛門の三人が郡方御用に登用されてから郡方の仕置替、奉行職務の決定、知行割の変更など着々と進められ、延宝八年村上吉之丞の奉行就任をまわって上知令が出されたところをみると郡方御用三人の建議に基づくと考えてよからう。この結果新御蔵納となった上知分の物成は勘定方でなく惣銀方支配(65)に属することになった。御蔵納同然とは云っても別格扱いであったことは否定できない。

三年後の天和三年十二月に至って「近年御家中出来米被仰付置勝手迷惑可仕と被思召るに依り、来年より出来米御免地方被差返、下免之領知は割替四物成に足被下条、何茂所務入念百姓不致困窮様可申附旨被仰出」とある。復活の理由として家中の迷惑即ち家臣団の抵抗、反撥があげられようが、二年続きの豊作(67)によって藩財政に若干の余裕が生じたことも知行直所務回復に幸したのであろう。この回復に関連して元禄二年八月の調査では当然知行割替の対象となる有資格者、遠方知行の者二七人・下免知行の者一二七名が割替を願わず、以前からの知行所をそのまま支配しているが、これは知行取と知行所との関連をみる上で大いに参考になる。客観的には不利と見える遠方・下免の知行所でも、知行取にとっては永年支配した気心の知れた所でもあろうし、或は表面上不利益に見えて内実それを補うだけのものがあつたのであろう。或いは新しい知行所支配を始めることの面倒な手続を嫌つた場合もあつたらう。何れにしても、多少の不便・不利はしのも現存の知行所をよしとしたのである。

以後三十年にわたって地方直所務が続いたが、この間領内では旱魃・水害・虫害が相次ぎ、一方宝永六年の上野常蔵院様御仏殿御手伝(68)など出費も多く極度の財政困難に陥っていた。「国武彈助覺齋(69)」には次のように述べている。

一 妙応院様慶安三年四月御八歳にて御家督、正徳二年之御隠居迄六十三年之間、御勝手いつ頃より御支配被成候哉不奉存候、御老年に被及、御勝手向は大分之御支配にて、上方・江戸御借物難被及御手、御家中御渡方も、江戸詰扶持方も不被渡下、御国地居知行物成之内も、二歩・三歩・四歩・半納迄差上候儀、委細不奉存候事。

肥後細川領の、擬制的、知行制（松本）

肥後細川領の・擬制的・知行制（松本）

正徳三年には幕府より拝借金三七万兩余といふ有様であった。

こうした財政窮乏を打開するために、正徳三年の第二回上知が実施されるが、この実施に当ってはすでに前年から上知の意向が流されはじめた。正徳二年五月に知行所の半知差上げが通達されたが、その内容は次の如くである。

一連々御勝手御支被成、至当年別而御指支之御事ニ而不能了簡御大切至極之御様子ニ候、依之御役勤之面々ハ弍拾石、

無役之面々ハ拾七石手取ニ被仰付候へハ、先御押移被遊御事ニ候段奉伺候処ニ、当時まで之四步上ケニてさへいつれも迷惑可仕ニ御氣之毒被思召上候、然共御意之通ニ而は弥必至度御支被成候、就夫四步上之上ニ壹歩いつれ茂指上可申と申談候<sup>(行)</sup>

この段階で知行直所務の廃止・手取米支給が論議されたが、これを止めて四分上げの上に一分追加することにしたというのである。この時、江戸詰および所々詰については蔵米支給を実施した。その内容は「此間之通ニ而は本身之面々茂留守へ召置候家来知行方功者成もの少ク、小身之面々ハ猶以右之様子ニ付免極得者無之候付、当暮ハ御役人見分仕、免極取立茂御代官手前ハ御蔵納同前ニ沙汰」するといふもので、給人の知行所掌握・年貢徴収が不充分であろうから、藩の徴税機構によって代行するといふのであった。同年六月の達では大豆については数量を勘定所に申出れば知行所から直に払せるとし、また八月から一〇月までの糧米についても一ヶ月に高百石当り二石宛を知行所から給人に直払させるとした。結局知行所と給人の關係は温存し、形の上では御那奉行が徴税を代行する形をとって、知行所との關係がうすい旅詰知行取の直所務を廃止し、手取米支給にしたのである。

こうしてまず旅詰知行取に実施し、かつ在国知行取にもすでに予告されていた「知行取直所務廃止」は一年後の正徳三年六月五日に通達された。即ち

一連々御勝手被差支候処、猶又当暮来年ニ掛ケ候てハ大分之御物入差つとひ候ニ付、当暮ハ先免并取立共ニ御役人しらへ被仰付、江戸其外所々詰之面々ハ手取今迄之通、御国へ居申候役付之面々ハ弍拾三石手取・無役之面々ハ弍拾石手

取可被渡下旨之事

但百石取ハ役付無役共ニ貳拾八石手取其以下ハ右ニ応し手取米被渡下旨<sup>事</sup>

延宝八年の上知令がしつこく知行所への介入を禁止したのに対して、こゝでは問題を「当暮ハ先免并取立共ニ御役人しらへ被仰付」とだけ述べて事務的に処理しようとしているが、実際には細心の注意を払っている。まずこの違には、特に不心得の輩なきようにとの異例の「挨拶」がついており、またこの六月五日には諸郡奉行が召出され、この度の措置は、今迄給知の免相などが混乱している様子なのでこれを整備するために行なわれたのであるから「此儀を下方取違、惣上知杯と唱不申様相心得沙汰可被仕<sup>事</sup>」との注意がなされるなど、知行取に動揺を与えないよう並々ならぬ注意を払っているのである。

而してこの上知令によって知行取の地方直所務は事実上廢止され、幕末まで回復されることはなかった。この法の実施細則は、本藩の後期における「擬制的」知行制についての幾つかの問題を含んでいると思われるので、全文をかゝげる。

覚<sup>事</sup>

一 当暮御家中知行免取立共御役人しらへニ被仰付候得共、大豆之儀は唯今迄之通銘々勝手次第知行所方直ニ請取可被申候、勿論御役人徳掛前々之通り相達無之様ニ仕、請取手形其所支配之御代官ニ当出シ可被申候、不及申徳懸前之外少ニても余計ニ請取候共、其分ハ御代官共御算用ニ立させ不申旨ニ候、此段御代官共江も令沙汰候条違却無之様ニ可被仕候事、

一 御家中手取米之内為扶持方渡、八月方十月迄一ヶ月高百石ニ貳石完、熊本御蔵ニて被渡下旨之事

但右刺紙を惣銀所へ差出可被申候、在宅之面々ハ望次第津端御蔵又は御代官手前方も相渡候様可令沙汰候間其段可被相達候事

一手取米之儀ハ当十一月十五日方段々熊本并津端御蔵ニて被渡下旨事

肥後細川領の、擬制的、知行制（松本）

肥後細川領の、擬制的・知行制（松本）

但銘々粮米程之儀は、望次第知行所方角之御代官手前より直ニ仰渡候節相払せ可申候間、其段前以相違可上申候事

右渡縁之趣左之通

一 高百石より百五拾石迄ハ、右三ヶ月分之御扶持方借并大豆被請取候分ハ共代米差引、残ル分之内半分ハ熊本、半分は津端御蔵ニテ相渡申筈

一 同百五拾石以上之分は、御扶持方借其外共ニ差引、残米之内三ヶ一熊本、三ヶ二津端御蔵ニテ相渡申筈

一 御家中知行所夫仕之儀は唯今迄之通候事

一 乗馬飼料糠藁之儀茂右同前之事

一 今度相渡候御扶持方借之先取五拾め完之分は御双場ニノ十一月ニ至り手取之内より差引仕筈之事

一 江戸其外所々詰之儀は、高百石四ツ六歩之当りを以被渡下筈候事

但右渡候様之儀、右同前三ヶ一熊本、三ヶ二津端御蔵ニテ相渡申筈候事

一 右同定詰之内、御供並ニテ無之面々ハ唯今迄之通免有懸りニ相渡、壹ツ物成茂只今迄之通り相渡申筈候事

一 江戸へ相詰居候面々ハ、仕上せ銀茂有之事ニ付、十月朔日高百石ニ式拾石宛津端御蔵ニテ可被渡下事

以上

六月 日

前年の旅詰知行取の直所務廃止と同じく、こゝでは手取米支給ではあるが、知行所との関係は否定されず、大豆の直払、夫仕、乗馬飼料は従来通りの関係が承認されている。延宝八年の上知令が知行所への介入を禁止したのとは全く逆の方針である。この方針はすぐに行なわれた第二条の変更にもみることができる。即ち第二条の扶持方借の熊本御蔵渡しは不勝手だということで家田達の反撥を受け、奉行所では譲歩して次のように変更した。

右扶持方之借、高百石ニ式石完、八月十月迄之分、銘々知行所も勝手次第直ニ請取可被申候、左候而請取候分は其時々其掛り之御代官ニ当テ請取手形を出可被申候、右之趣御代官共へ申渡候、若知行所も直ニ被請取候而ハ不勝手之面々も有之、御蔵米ニテ請取被申度と被存候面々ハ其通可令沙汰候条、右両条望之様子来月五日限惣銀所へ可被相達候、在宅之面々ハ銘々知行所ニ而無之候ても其方角之御代官所又ハ津端御蔵ニテ望次第相渡可申候、

こゝでは知行所から受取るのが原則とされるに至った。これらから見て正徳三年の直所廢止は、延宝八年上知令の失敗に鑑み、家臣の反撥の源である知行所との関連を温存し、継続させながら、事實上の直所廢止を図つたのである。藩側に鑑み、家臣の反撥の源である知行所との関連を温存し、継続させながら、事實上の直所廢止を圖つたのである。藩側のこうした譲歩は知行取の受け入れる所となり、正徳三年の第二回上知は大した波瀾もなく実施された。

延宝八年の上知令が三カ年で失敗したのは地方知行所に対する知行取の権利を全く認めようとせず、反つて強圧的な態度で臨んだことにその一因があつたと思われる。而して正徳三年の上知令はそうした教訓を活かして、知行取の知行所への権利を認めつゝも、主要部分を藩で掌握することで實質的な直所廢止を実施したのである。こゝに知行取による年貢直所務は否定されたが、望むならば扶持方借・夫仕・飼料糠藁調達権は知行取の手に残されるという「擬制的」地方知行制が出現したのである。

以上みたように正徳三年の手取米支給制は地方直所務を廢止したものであつたが、地方知行制を廢止したものでなかつたから、この後も地方知行の給付は続けられることになつた。

注 (62)、「御花畑御奉行所日記抄出」延宝八年正月、「熊本藩年表稿」

(63) 篠田浩前掲「肥後藩の給知制」五四ページ

(64)、「欽法式令一一六」前掲「藩法集」熊本藩「九三ページ

(65)、「御触状扣」正徳三年六月条永濟文庫

(66) 前掲「熊本藩年表稿」一一一ページ

(67)、「熊本藩年表稿」によれば、天和二年十二月の条に当年作柄良好につき百姓の奢侈をいましめる、天和三年九月の条に是年田

肥後細川領の、擬制的・知行制（松本）

肥後細川領の「擬制的」知行制（松本）

畑溝作に付、山本郡百姓の内上げ米を願ひ出づる者あり、とあつて、この恩作が藩当局の対知行所政策転換に好い影響を与えたことは否定できない。

(68)、前掲「熊本藩年表稿」一一七ページ

(69)、「肥州録」「熊本藩年表稿」によれば、網利は宝永五年江戸代官町御普酌御手伝を命ぜられたが、將軍綱吉の死去によって綱吉廟普酌手伝を命ぜられ、本藩の出費十五万両であった。

(70)、前掲「肥後藩の政治」

(71)、前掲「熊本藩年表稿」一三五ページ

(72)、「御触状扣」正徳二年五月条 永青文庫

(73)75)、「同右」正徳三年六月条 同右

四、「擬制的」知行制と農民

こうして肥後細川領における地方知行制は正徳三年を境に変質し「擬制化」した。この擬制的知行制のもとで、形式的には従来からの知行所支配はそのまゝ継続されたし、新しい配知もなされている。配知の順序をみると、配知の村では百姓は残らず呼寄せられ、差紙前を目録に仕立て上知・配知主へ伝え、受取人立会の上で目録に闇を入れ、もし差紙前に不足であれば上知高の中から越高を入れ、配知分が高ければ越高を上知に出して高を合せて分配するのである。

以下具体例によって「擬制的」知行制を検討しよう。宝暦一二年上益城郡矢部手永下馬尾村(行)の耕地は第11表の如くであった。村高一二八石七斗余のうち上知分は財津国右衛門知行分で明和二年に撫高五〇石が上知され、第12表のように給知分との高分けがなされた。

右者今度上知・御給知高分ヶ被仰付候ニ付、惣百姓中打寄相談之上、右之通人別名寄帳引合帳面調直申候、尤高反少々高下御座候分は願出割替申候而高組仕申候、且又神田分は上知・御給知式組被付置申候得共、神田高ニ掛申候御年貢諸出米銀諸公役迄式組ニ而承、御祭之儀は前々之通相勤可申候。

すでに知行取の地方直所務は行なわれないが猶地方知行は継承されている。このことは宝暦期のみならず、幕末まで地方

第11表 宝暦12 矢部手永における  
上給・御給知名寄帳の分属

|       | 上 知            | 財津殿     | 杉村殿     | 御郡間    | 計        |
|-------|----------------|---------|---------|--------|----------|
| 惣 五 郎 | 反セブ<br>11.4.18 |         |         |        | 11.4.18  |
| 孫左 門  | 11.2.06        | 11.3.23 |         |        | 22.5.29  |
| 次三 郎  | 11.3.12        | 5.2.15  |         |        | 16.5.27  |
| 惣 吉   | 5.7.06         |         |         |        | 5.7.06   |
| 徳兵 衛  | 7.3.03         |         | 1.1.00  |        | 8.4.03   |
| 理兵 衛  |                | 5.4.08  |         |        | 5.4.08   |
| 新右 門  |                | 5.7.09  |         |        | 5.7.09   |
| 源 助   |                | 5.5.03  |         |        | 5.5.03   |
| 仁右 門  |                |         | 8.5.21  | 4.24   | 9.0.15   |
| 茂 助   |                |         | 4.8.21  | 4.24   | 5.3.15   |
| 基 六   |                |         | 4.2.06  | 3.12   | 4.5.18   |
| 神 田   | 3.15           | 3.00    |         |        | 6.15     |
| 荒 地   | 4.12           | 2.12    |         |        | 6.24     |
| 計     | 47.8.12        | 33.8.09 | 18.7.18 | 1.3.00 | 101.7.09 |

第12表 上知・御給知高人畜分知

|       | 上 知      | 御 給 知    |     |     |
|-------|----------|----------|-----|-----|
|       | 石        | 石        | 男 女 | 牛 馬 |
| 撫 高   | 50       | 35.49198 |     |     |
| 高     | 61,10521 | 43,37489 |     |     |
| 孫左 衛門 | 14.35228 | 14.42554 | 5   | 4   |
| 次三 郎  | 14.39297 | 7.09010  | 3   | 2   |
| 惣 吉   | 7.19894  |          |     |     |
| 惣五 郎  | 14.33338 |          |     |     |
| 徳兵 衛  | 10.40520 |          |     |     |
| 利兵 衛  |          | 7.17974  | 5   | 1   |
| 新右 衛門 |          | 7.19392  | 4   | 1   |
| 源 助   |          | 7.12176  | 4   |     |
| 神 田   | 0.47248  | 0.36383  |     |     |

文書に知行所關係史料を散見することから確認できる。

こうした擬制的地方知行の実態は、次の佐久間家文書<sup>(78)</sup>によって余すところなく知ることが出来る。佐久間角助は嘉永六年に擬作百石から「御役數年出精相勤候ニ付被下置御擬作百石地面被直下置<sup>(79)</sup>」たが大坂詰となつて上坂、嘉永七年閏七月に熊本に下つた。はじめて知行所に臨んだ彼は楠原村・本札村帳元に対して、知行所住民の負担(夫仕・はらい物)に關する通達を出している。

今度我等江被拜領候御知行其方共高人畜共ニ被渡下候ニ付、以来之儀申付候覚  
肥後細川領の擬制的知行制(松本)

肥後細川領の。擬制的。知行制（松本）

1 御法度之儀堅相守、農業致出精、惣百姓中兼々熟和ニ申談、上之御難題不相成様相心得可申事、我等江申達候儀有之候ハ、何事ニよらず聊之儀たり共帳元分可申出候、併沢立之儀帳元江申談、再三ニおよひ候而も若取上不申候ハ、惣百姓共より可申出事、

2 自然御城下出火其外相替儀茂有之候ハ、承付次第早速屋敷ニ駆付可申事、

3 人番帳面之人馬員數増減有之候ハ、無失念其節々申達、若知行所相替儀も候ハ、早々其段可申越事、

4 夫仕儀拾石高ニ屯人宛ニて十ヶ年拾人召仕候積ニ定置候条、左様相心得可申候、

5 夫仕之儀ニ付而は、兼而被仰付置候趣有之候間、右実置候外無抛人馬入用之節は其訳を以可申付候条無支差出可申事、

6 江戸御供其外御用ニ付人馬召仕節は御格之通差出可申事、

7 毎年正月七日年始之祝儀立寄可申候、惣百姓中不及罷出候、楠原村分帳元共三人・本札村分帳元共貳人、両村より都

合五人昼前揃候而罷出可申事、

8 両村申談置一ヶ月ニ一度完用向承として罷出可申事、

佐久間角助の知行所は飽田郡楠原村と下益城郡本札村の二ヶ所であるが、この両所の帳元が合議の上で、知行所百姓としての2から8に至る役を負担せよというのである。このほか第13表に掲げた「はらい物」が課せられた。右の佐久間氏への百姓の負担は嘉永七年に限られるのでなく連年のものであり、「はらい物」は物価の変動に応じて改訂される性格のものであった。

知行所の労役負担は、一〇石に一人の夫仕のほかは出火の際の出仕・年始の祝儀・月一度の御用伺いなど知行取の身辺への奉仕であり、「諸はらい物」にしても節季くの届け物程度であるが、そうした些細なものではあってもこれが強制されると知行取の知行所支配をみる事ができよう。



第13表 佐久間氏に対する「はらい物」

| 月    | 品 目          | 数量   | 桶 原 村      | 本 札 村   | 備 考  |
|------|--------------|------|------------|---------|------|
| 2 月  | 田 螺          | 1 升  | 丑寅辰巳未申戌亥の年 | 子卯午酉の年  | 年 番  |
|      | よ も ぎ        | 大1つ  |            |         |      |
| 5 月  | ち ま き こ も    | 1 把  | 丑寅辰巳未申戌亥の年 | 子卯午酉の年  | 年 番  |
|      | さ            | 10把  |            |         |      |
| 半夏前  | 葛 蒔 艾        |      |            |         |      |
|      | 麦 粉 初 穂      |      |            |         |      |
|      | 麦 から こ も     | 10枚  | 7 枚        | 3 枚     | 毎 年  |
| 9 月  | く り          | 2 本  | 丑寅辰巳未申戌亥の年 | 子寅午酉の年  | 年 番  |
| (不明) | 新 米 作 初 穂    |      |            |         |      |
| 1 2月 | 五 段 松 (門松)   | 1 門  | 丑卯巳未酉亥年    | 子寅辰午申戌年 | 隔 年  |
|      | つ る の 葉      | 少々   |            |         | 両村より |
|      | う ら 白        | 少々   |            |         |      |
|      | だ い だ い      | 5 つ  | 3 つ        | 2 つ     | 毎 年  |
|      | す ぐ り わ ら    | 25頭  | 17頭        | 8 頭     | 〃    |
|      | わ ら む し ろ    | 10枚  | 7枚         | 3 枚     | 〃    |
|      | つ る べ 網 (6尋) | 6筋   | 4 筋        | 2 筋     | 〃    |
|      | 網            | 1束5番 | 1 束        | 5 番     | 〃    |
|      | た わ ら は し    |      | 大そふけ1つ     | 小そふけ1つ  | 〃    |
|      | 夫 銭          | 20目  | 14匁        | 6匁      | 〃    |

佐久間文書「申付覚」による。嘉永7年の場合

然してこの「申付覚」には年貢・儉約・公事に関する事項は全くみられない。このことは正徳三年の告知知行取の年貢所務権を奪い、夫仕・雑役を残したことを如実に反映しているといつてよい。

今こゝで正徳三年の知行直所務廃止以後において知行取のもとに残された知行所支配の概要をあげると、(1)延宝八年の上知令で残された(イ)御赦免開、(ロ)手作り地経営、(2)正徳三年の上知令で残された、(イ)夫仕、(ロ)諸払物取立、(ハ)乗馬飼料糠藁取立、(ニ)扶持方借、(ヒ)大豆取立があり、佐久間家の例でみる以上に知行取の手許には知行所との関わり

肥後細川領の、擬制的・知行制(松本)

肥後細川領の、擬制的・知行制（松本）

であることが知られる。従って年貢直所務・公事出入への介入など、知行所支配の最重要部分を欠くとはいえず、知行取に  
 とっては関心を寄せざるを得なかった。とくに手取米の減少が激しくなつて来るに従つて、知行所からの収入は重要な意  
 味をもつて来た。従つて知行所への支配は強化されたと思われる。

こうした知行所支配は本身にあつては、知行方奉行を通して行なわれた。米田家の場合家司—御知行奉行—御知行根取  
 —御代官—庄屋—帳本—御山方の支配系統を通じて、知行所の経営がなされ、宝暦二年開所検見・出在役人の接待、音物  
 の禁止、開所用水普請時の酒宴、夫仕など八ヶ条からなる法度誓が村々帳本宛に達せられている。こうした大身の場合は  
 一村全給の例も多く、そこでは藩政機構の末端につらなる庄屋が帳本を兼ね、村方機構は同時に知行所支配機関として機  
 能していた。従つてこゝでは知行所支配が根つよく残されていた。

一方、小知行取の場合には、佐久間家のように勢い込んで知行所に臨んだ例もあるが、「諸はらい物」の代銭納化が進  
 んでくると知行所との関連が薄れ、「高・人畜支配」の実態が失われてくるように思われる。前述の上益城郡下馬尾村の知  
 行取杉村喜右衛門三百石は下益城郡中間村二七〇石と下馬尾村三〇石の知行所を持っていたが、その三百石分の諸払物其  
 外諸出銀一四八匁三分は毎年十二月中間村帳本から達せられ、下馬尾村帳本が当村三〇石分を取纏めて中間村帳本へ送る  
 ことになつていた。弘化三年の杉村様諸払物代は七月取立分五十目三分と十二月払九十八匁計一四八匁三分で、下馬尾村  
 では知行高に応じて一四匁八分三厘<sup>68</sup>を納めた。藩による地方支配が浸透し、知行所が知行取によつて「諸はらい物」と夫  
 仕を収奪するだけの存在になると、形式的に残されていた「高・人畜支配」の実態は余程薄れてくる。知行取は知行所経  
 営に全く関わらず、知行所の実態には関知しないのである。

文化八年大村久兵衛二〇〇石は知行所上益城郡八町村撫高四六石五斗余について高人畜の調査を命じたが、村方の報告<sup>69</sup>  
 は次の如くであつた。

右者八丁村大村久兵衛殿御知行高人教小前帳、当時受持少茂相違無御座相調差上申候、右御配知ニ相成候節之在百姓

齋瀆ニ相成候分相しらへ御達申上候様被仰付奉得其意候、村方吟味仕候処、年久敷儀ニ而一向相分り不申候、尤左右衛門と申本百姓居申候処、五十カ年以前病死仕子孫少茂無御座候、其節齋瀆ニ相成、当時本百姓は右政次と申者迄ニ而御座候、為其帳面を以御達申上候 以上

この八丁村は寛文一〇年に加増(増)された所であつた。その時には四六石五斗余の高と政次の先祖・左右衛門の先祖が知行所高・人畜の実態であつた筈である。ところが文化八年現在では高は確保されているが、人教については村方で吟味しても判らないといふのである。大村家には四カ所の知行所を知る歌として、「玉名千田山鹿に御宇田益城にハ八丁村に中山の村」と「千田御宇田是ハ本知よ八丁と中山村は家祿也けり」の二首の歌(歌)が残されており、知行所に無関心だつたとは思われないが、実情は、知行所の実態については全く知らなかつたのである。この歌はこれらの村が知行所であり、年々「諸はらい物」と夫仕を提供する所である事を忘れないための歌だつたのであろうか。大村家が知行所の実態を知らなくなつて久しいようであるが、他の例から見てもその間でも恐らく知行所からの「諸はらい物」と夫仕の提供は欠かされなかつたであらう。多分村方は「吟味仕り候処年久敷儀ニ而一向相分り不申」ながらも、大村家の知行所高に相当する「諸はらい物」と夫仕を提供すればよかつたし、大村家でも収入と労力が確保されればよかつたのであろう。これは知行取の寄生化と表現できるであらう。

以上のように知行所支配は知行取によつて現物収納あり、代銭納ありでその間に共通的なあり方を認めることができない。「農務掌覽(註)」では次のように述べている。

御給知村之儀、御給人衆江諸払物・出夫不格別無之候而相濟候も有之、又ハ夫銀迄ニ而諸払物ハ相応之代銭被渡下候も有之、或ハ諸払物之上煤掃夫・越年夫其外夫立・付届不仕候も有之、所々異同有之、夫ニ応村方出米銀・出夫等之取計不怪区々成行居候ニ付、撫矩伐取候儀難成省置候事

郡政のベテラン垣塚文兵衛もさじを投げた感じであるが、知行所支配にも代銭化の傾向が強くなり、知行取の寄生化は進

肥後細川領の、擬制的・知行制(松本)

肥後細川領の「擬制的・知行制」(松本) ไปด้วย行くのではあるまいか。

注 (76)、「欽法式令」前掲「藩法集」熊本藩

(77)、「宝曆十二年上益城矢部手永下馬尾村上知御給知田畠地引合見図帳」上益城郡矢部町井手久雄氏蔵

(78)、「上知御給知高分宛」全右、井手久雄氏蔵

(79)、「松本」村政における地方知行の史料」(昭和四十三年度「年報熊本近世史」)

(80)、「佐久間文書、熊本県立図書館蔵

(81)、「先祖附き」永青文庫によれば佐久間氏は元禄14年新知一五〇石、五代目兵助の時一〇〇石となり、病乱のため知行屋敷召上、弟平大夫が七人扶持から再出発し、やがて擬作高一〇〇石の時代を経て、集太(角助)が嘉永六年地面に直された。

(82)、「覚」前掲、佐久間文書

(83)、「肥後國志草稿」によれば楠原村は三三一石余、本札村は四一〇石余である。ともに一村相給である。

(84)、「御赦免開は武士に許された土地開発権である。前掲「原典による近世農政叢集」二〇四〜二〇五ページ。御赦免開は知行所周辺になされることが多かったが、後述する大村氏(知行所、千田村、御宇田村、八丁村、中山村)は全く関係ない上益城安永村、菊池下河原村に御赦免開を持っている。許可さえあればどこにでも持つことが出来たし、上納は反別一升八合であったから前期に多く行なわれた、後期には一門御三家の他は禁止された。

(85)、「米田家は二万五〇〇〇石世襲第二家老で、代々長岡姓を許された。

(86)、「御知行方江御沙汰之書附」藤岡文書、熊本県立図書館蔵

(87)、「前掲藤岡文書、菊池郡大津町大塚文書など

(88)、「雑記古三番」前掲、井手久雄氏蔵

(89)、「文化八年二月、上益城甲佐手永八丁村大村久兵衛殿御知行高人数小前帳」あとがき、大村文書、熊本市松山裕氏蔵

(90)、「細川綱利宛行状」全右大村文書

(91)、「覚」同右、大村文書

(92)、「農務草寛」井田衍義分類四一四〇、熊本県立図書館蔵

結びにかえて

肥後細川領における近世全体を通じての知行制を素描することによって、その変遷の概要を掴むことができたが、本稿にふれることができなかった問題も多い。その一つは、本稿に云うところの「擬制的」知行制の存在意義である。地方知

行が直所務の否定によってその質的変化を要求され、「蔵米同前」の形態を取るようになるが、この直所務の否定によっても地方知行は直ちに蔵米取とはならず、あくまでも「蔵米同前」なのであって、逆に云えば地方知行支配には直所務が否定されてもお残される部分——「諸はらい物」および「夫仕」——があるということ、こうした点に擬制化しながらも地方知行が存続する理由が考えられるであろう。この点に關して「夫仕」の問題は藩士の軍役負担との關連において見直されなければならない。本藩における軍役負担は百石につき五人を原則とするが、この軍役負担は知行所百姓の夫仕を考慮に入れなければ成立しないものであった。大身の場合に予備兵力として「郡簡」を登用しているが、それはすべて知行所の無高百姓から選ばれることになっていた。この例が下級藩士にも適用されるかは検証されていないが、更に考究の要があるであろう。

第二に知行取の地方との關連の点で注目すべきものは、知行所と御赦免開との關係である。御赦免開は知行取・御惣庄屋・在御家人に許された荒地開発権であるが、もし知行取の在地性との關連が問題となるならば、御赦免開の模態について検討する必要がある。近世における地方知行に在地經營的側面があるとは考えられないが、御赦免開は藩士に土地經營を認めた特異な制度である。

もう一つの問題は、地方行政官として地方から登用されるのには転任するに至った手永の惣庄屋に対する地方知行の給付である。前述の藩士の知行取が、原則として城下町に居住し、知行所との關わりが薄いのに対して、惣庄屋の場合は、もともと在地の名望家・土豪に出自をもち、その権限も地方との深い關連をもつ上に、知行所は必ずず任地に得ているという事実がある。近世知行制下において最も在地性が強いものであると推定される。この場合には藩士の地方知行の傾向と同一に取扱ってよいかどうかさえ問題となるように思われる。

こうした積残した問題について稿を改めて検討したい。

肥後細川領の、擬制的・知行制（松本）

(93)、注84参照

(94)、花岡興輝「近世大名の領国支配の構造」は、近世全期における細川領の惣庄屋の先祖付を集大成したもので、惣庄屋のあり方を検討するに欠せない史料である。